

平成29年度

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会 事業計画

経営理念

- 1 茅野市社協が行うすべての事業・取組みを、住民のあらゆる生活課題の発見の機会としてとらえ、職員全員が課題の早期発見に取り組む。
- 2 茅野市社協としてあらゆる生活課題を受け止め、各部門の特性を活かした茅野市社協内の協働体制を確立し、解決や予防につなげる支援とその仕組みづくりを行う。
- 3 解決や予防につなげる支援にあたっては、茅野市社協としてのこれまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、地域住民、福祉推進委員、民生児童委員、ボランティア・NPO団体、専門機関、行政等とのより積極的な連携・協働を図る。

経営方針

- 1 運営の透明性、中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たすことにより、信頼される社協となる。
- 2 社会福祉法第109条の「社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」公益性の高い民間の福祉団体として、常に住民に近い存在であり続けるとともに、あらゆる社会資源との協働に取り組む。
- 3 「公益的事業」と「収益的事業」のバランスに配慮しながら、様々な財源の確保に取り組む。
- 4 常に個別支援や地域支援を意識し、新たなサービスの開発や地域との意思疎通に心がける。
- 5 役職員等は、これらの内容を認識するとともに法令の遵守に心がけて社協経営にあたる。

平成29年度の総体的な取り組み

1 社会福祉法人制度改革に基づく取り組み

社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化や事業の透明性の確保、財務規律の強化、さらには社会福祉法人の本質的な役割としての公益的な取り組みの充実が求められています。

茅野市社協では、平成28年度において定款の大幅改正、評議員選任・解任委員会の新設と新たな評議員体制の構築を図り、また、これまで不十分であった定款施行細則などの諸規定の整備に取り組んできました。

平成29年度は、法改正に伴う新たな執行体制を構築し、役員、評議員及び職員が一丸となって、より一層の地域福祉活動の推進に取り組みます。

2 第3次福祉21ビーンズプラン（茅野市地域福祉計画）の策定

これまでの地域福祉活動計画を包含する第3次福祉21ビーンズプランは、平成29年度中に策定することとなっています。茅野市の21世紀の福祉を創る会（福祉21茅野）の各部会は計画策定を機に再編され、新たな展開に向かいます。

茅野市社協は、行政とともに計画策定事務局としての役割を担うとともに、各部会の議論にも積極的に加わり、地域福祉施策の基盤づくりに取り組めます。

3 茅野市社会福祉協議会発展強化計画の策定

第2次福祉21ビーンズプランとの整合を図りながら策定した茅野市社協の発展強化計画も、次期計画の策定に取り組めます。

平成26年度に策定した現在の計画では、茅野市社協の経営理念と経営方針を明確に示すとともに、社会情勢や茅野市の地域福祉の現状を踏まえて今後の重点課題を挙げ、その解決に向けて各事業を展開してきました。また、役職員の体制強化や、財政の基盤整備等についても今後の方針を明確にして取り組んできました。

計画策定以降は、社会福祉法をはじめとしたいくつかの法改正がなされ、茅野市においては3年間にわたる行財政改革が実施されるなど、茅野市社協を取り巻く環境が目まぐるしく変化しています。

今般の策定にあたっては、改めて重点課題を整理するとともに、行政と社協との関わりについて、補助事業や受託事業の考え方、積立金の取り扱いなどを茅野市と十分に協議し、将来にわたって持続可能な社協経営のあり方を明確にしていくこととします。

【各系の業務分担と主な取り組み】

I 総務・企画係

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域のみなさんや行政との連携を常に意識し、理事会、評議員会及び経営委員会において組織運営の透明性と中立性、公平性、安定性の確保に取り組みます。

民間団体としての法令遵守を意識し、そのための規定整備を行うことで、組織の強化・管理に取り組みます。

「茅野市ひと・まちプラザ」という活動拠点を得たことで、新たな「社会福祉大会」の実施に向け、茅野市社協全職員で取り組みます。

平成29年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 社協会費・共同募金について地域のみなさんにご理解いただくための説明会を、茅野市社協全職員を挙げて実施します。
- (2) 各種規定及び体制の整備を引き続き行います。
- (3) 職員研修体系に基づいた研修を実施します。
- (4) 新たな「社会福祉大会」を実施します。

II 日常生活支援係

生活課題の早期発見や潜在的なニーズの把握を積極的に行います。様々な要因から日常生活に何らかの課題を抱えた個人やその家族に寄り添い、ともに課題解決ができるよう、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

平成29年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別の相談・支援にあたっては社協内の他部門との連携を密にするとともに、外部の関係機関とのネットワークを構築し、本人の課題を早期に解決へと導くことができる相談体制を築きます。
- (2) 茅野市・富士見町・原村の3市町村から受託する成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に係る二次相談窓口として、権利擁護支援が必要な人の発見と相談体制を確立します。
- (3) 経済的な問題などで悩みを抱える生活困窮者に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、貸付事業（生活福祉資金貸付事業、暮らしのつなぎ資金貸付事業）や、日常生活自立支援事業、家計相談支援事業等の制度を活用しながら、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に取り組みます。
- (4) 介護保険の制度改正にともない、家事支援や移動支援のサービスを見直し、制度のはざまを埋める社会資源として、茅野市社協が提供する生活支援サービスの充実を図ります。

III 地域福祉活動推進係

日常生活上の支援が必要な方々が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくためにコミュニティ・ソーシャルワークの手法を基本に実践活動に取り組みます。

具体的には福祉関係者や専門職間の連携による制度的なサービスの提供にとどまらず、現在各地域で取り組まれている住民同士の支えあいや日常の交流を大切にしながら、これらを最大限に活用できる地域づくりを目指します。

また、これまで積み重ねてきた「ボランティア・市民活動センター」の取り組みに、「ゆいわーく茅野」での実践を結びつけることにより、さらなる地域福祉活動の充実を図ります。

平成29年度は、以下の3項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別訪問や地域住民とのつながり、保健福祉サービスセンターとの連携により、支援を必要とする方の早期発見とニーズ把握に取り組みます。
- (2) 地域住民による支え合い活動、日常的な交流の機会や居場所など、各地域の実態把握を丁寧に行います。こうした情報と個別のニーズを踏まえて、今後の地域づくりをどのように進めていくのかを地区ごとに地域住民とともに検討していきます。
- (3) 地域福祉活動を推進するため、「ゆいわーく茅野」の機能を活用し、福祉分野のボランティア・市民活動がこれまで以上にネットワークを広げ、新たな活動者を増やせるように働きかけを行います。

IV 在宅福祉係

介護保険法や障害者総合支援法等の各種制度に的確に対応し、高齢者や障害者等が安心して地域での生活が続けられるよう、高品質できめ細やかなサービスの提供を実施します。

また、各種法令を遵守し、利用者やその家族、地域のみなさんとの信頼関係の構築を図り、情勢変化を研究するなど経営分析を行い、安定経営に取り組みます。

平成29年度は、以下の6項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) サービスの向上を図るため、内部研修や外部研修を通して、介護保険法等の改正に関連する諸制度の理解、介護技術、認知症、介護予防等に関する専門的知識の習得に取り組み、職員の資質向上を図るとともに、尊厳ある接遇を徹底し、利用者の立場にたった福祉サービスの提供に取り組みます。
- (2) 介護保険法、障害者総合支援法等の法令遵守に取り組みます。
- (3) 社協の使命を意識し、職員一人ひとりが茅野市社協の一員としての自覚を持ち、係を越えての情報共有や連携強化に取り組み、専門的知識や技術を活かした質の高いサービスを提供するとともに各保健福祉サービスセンター等との連携も密にして、地域福祉の向上に貢献します。
- (4) 訪問介護事業所を統合し、西部保健福祉サービスセンター内に居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所を集約し、介護保険事業所の拠点として位置づけます。このことにより市内全域で効率の良いサービス提供を可能とし、より質の高い介護保険サービスを提供していきます。

- (5) 介護人材の定着及び働きやすい職場づくりを進めるために、職場環境の改善を図るとともに手当を増額するなどの処遇改善を図ります。
- (6) 社会福祉士・介護福祉士等の現場実習生の受け入れを行い、福祉人材育成のために協力します。

【事業の概要】

<法人・地域福祉推進事業>

1 法人運営事業

(1) 管理運営事業 <市補助事業> 78,309千円

- ・理事会、評議員会の開催及び「社協の置かれている立場や果たすべき役割」を理解していただくための研修会を開催します。
- ・各種規定の整備を行い民間団体として法令遵守に取り組みます。
- ・職員研修計画を立案し、職員の資質向上に取り組みます。

(2) 広報・啓発事業 <市補助事業> 1,613千円

- ・ホームページを積極的に活用し、タイムリーな情報提供を行います。
- ・広報紙「やらざあ」の発行を通じて、茅野市社協の取り組みや地域の取り組みを紹介することによって、地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるように取り組みます。
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり、地域の絆の大切さなどの福祉意識の醸成を目的とした、新たな「社会福祉大会」を開催します。

2 小地域福祉活動推進・支援事業

(1) 小地域福祉活動推進事業 <市補助事業・市委託事業> 56,908千円

- ・公的サービスや茅野市社協のサービスを活用するとともに、近隣住民、ボランティアなどの参画を働きかけ、一人ひとりの生活課題が解決できるよう支援します。また、住民同士が互いに支え合える地域づくりをすすめるため、地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと協働して地区社協、各区・自治会の福祉推進委員の活動を積極的に支援します。
- ・介護保険制度の改正にとまなう地域生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、生活支援コーディネーターを配置します。

(2) 福祉団体助成事業 <市補助事業> 3,840千円

- ・地域活動を支援するために、社協会費還元金の交付を行います。
- ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社協を通し、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

3 相談・生活支援事業

(1) 総合相談事業 <市補助事業> 534千円

- ・総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談を実施します。

寄せられた相談に対しては、課題の早期発見・早期対応のための「総合相談体制」を構築し、必要に応じて関係機関と協働して問題解決にあたります。

(2) シャララ・ほっとサービス事業 〈市補助事業〉 1,074千円

- ・安心して暮らせるために、ボランティア活動と公的なサービスの中間的位置付けとして、茅野市社協独自で創設し、実施している住民参加型福祉サービスです。
- ・介護保険制度の改正を踏まえ、家事援助サービスを中心に現在提供しているサービスのあり方について見直し、より良いサービスの実現を目指します。

(3) ひとり暮らし安心コール事業 〈自主事業〉 202千円

- ・ひとり暮らし高齢者で定期的に電話での安否確認やおしゃべりを希望される方に、協力員から電話をお掛けします。平成29年度より自主事業として実施します。

(4) 地域活動支援センター事業 〈市委託事業〉 4,790千円

- ・ピアあすなろにおいて、就労支援事業所に通えない障害者を対象に、交流の場及び作業を通じて機能訓練や社会参加の場を提供します。

(5) 一般介護予防事業 〈市委託事業〉 21,849千円

- ・一般介護予防事業の対象者であって、日常的に閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活意欲や心身機能の維持向上のため、送迎、昼食、入浴、レクリエーションなどのサービスを高齢者福祉センター塩壺の湯において実施します。

(6) 外出支援事業 〈市委託事業〉 7,455千円

- ・心身が不自由なため、公共交通機関を一人では利用できない方を対象に送迎サービスを実施します。

(7) 配食サービス事業 〈市委託事業〉 13,899千円

- ・ひとり暮らし高齢者や障害者等で食事づくりが困難な方を対象に、昼食（おたっしや弁当）を毎日お届けします。また、お弁当を届けることにより、利用者の日常生活の見守りを行います。

(8) ファミリー・サポート・センター事業 〈市委託事業〉 3,000千円

- ・子どもの一時預かり等の援助を行いたい人（援助会員）と、援助を受けたい人（依頼会員）を登録し、その会員間による相互援助活動を行うことにより、安心して仕事や子育てができる環境づくりを支援します。

4 権利擁護事業

(1) 日常生活自立支援事業 〈県社協委託事業〉 1,785千円

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、住み慣

れた地域の中で生活ができるように、福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いのお手伝い、又は日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かりを支援するサービスです。

(2) 法人後見事業 〈自主事業〉 59千円

- ・茅野市社協が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人の成年後見制度に基づく後見事務（財産管理や身上監護）を行います。

(3) 成年後見支援センター事業 〈3市町村委託事業：新規〉 3,728千円

- ・茅野市、富士見町、原村の地域住民及び専門機関からの成年後見制度に関する相談や制度の普及啓発を行います。また、成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族や関係機関が制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら支援をします。

5 生活困窮者支援事業

(1) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協委託事業〉 742千円

- ・低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。

(2) 暮らしのつなぎ資金貸付事業 〈自主事業〉 1,242千円

- ・市内に6か月以上住所を有する低所得者等に対し、緊急事態の発生又は一時的に必要なとする資金の貸付け若しくは臨時援護のために貸付けを行い、生活の自立を図ります。

(3) 生活困窮者自立支援事業 〈市委託事業〉 540千円

- ・生活困窮者の家計再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、家計管理に関する指導や貸付事業の活用を促し、自立生活の促進を図ります。

6 交流・ふれあい事業

(1) 希望の旅事業 〈市補助事業〉 474千円

- ・日ごろ、遠方に出かける機会の少ない障害のある方々を対象に、ゆっくりと楽しいひと時を過ごし、参加者同士の交流を深めていただくことを目的として実施します。

(2) 家庭介護者交流事業 〈市補助事業〉 570千円

- ・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーション等を通じて相互の情報交換や仲間づくりの場を企画します。

7 ボランティア・市民活動推進事業

(1) ボランティア・福祉教育推進事業 〈市補助事業〉 7,042千円

① 出前福祉教室

- ・学校・地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座を開催します。そして、福祉教育・ボランティア学習を展開する学校教員や地域住民のみなさんと、“ふくし”の心を育むことの意義を共有するとともに、今後のより良い実践につなげていくための情報交換や研修等の機会をつくります。

② 地区ボランティア活動の支援

- ・地区ボランティア活動に対し、積極的に関わり、それぞれの活動が広がり、つながりが持てる支援、コーディネートに取り組みます。

(2) 市民活動センター事業 〈市補助事業〉 11,061千円

- ・ボランティア・市民活動の推進・支援・連絡調整を図るとともに、活動充実のため、相談支援や情報発信の充実、活動者同士の交流促進に取り組みます。
- ・平成28年11月に開設された「ゆいわーく茅野」において、ボランティアグループや個人ボランティア、市民活動団体等の活動状況を、より魅力的に発信できるよう工夫、研究に取り組みます。
- ・さらに、ボランティア・市民活動の活性化や、新たな活動者を広げるための講座等を企画し実施します。

8 共同募金配分金事業 〈自主事業〉 4,981千円

- ・共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する地域のみなさんの理解を一層深めながら、募金活動を進めます。また、より地域のみなさんに開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。
- ・共同募金を、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

<居宅介護等事業>

1 居宅介護支援事業 〈自主事業〉 9,950千円

- ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいたサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、高齢者施設への紹介等の便宜を図ります。

2 訪問介護事業 〈自主事業〉 77,880千円

- ・訪問介護事業所のホームヘルパーが、高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、及び日常の世話等のサービスを提供します。

3 西部デイサービス事業 〈自主事業〉 67,560千円

- ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供します。

4 本部事業 〈自主事業〉 10,534千円

- ・在宅福祉係全体の事務局（本部）として、各事業所運営に関わる企画立案や監査対応等の必要な業務を行うとともに、長野県国民健康保険団体連合会への請求業務や利用者負担金の徴収業務を行います。

<障害者福祉サービス事業>

1 障害者相談支援事業 〈自主事業〉 700千円

- ・障害児・者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

2 就労継続支援B型事業 〈自主事業〉 31,848千円

- ・あすなろセンターにおいて、民間企業等に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。